



# 市政への参加



## 市議会

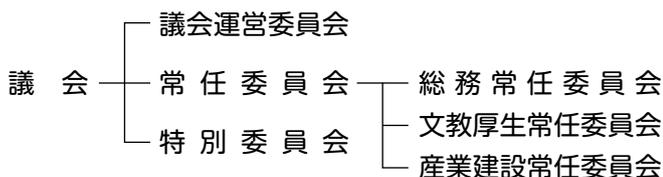
問 議事庶務課 ☎561-2413 FAX561-2485

### 市議会のしくみ

市議会には定例会と臨時会があり、定例会は年4回開かれます。臨時会は必要に応じて開かれます。

委員会として、議案、請願などを審査するための常任委員会、議会の議事運営を協議する議会運営委員会、特定事件を審査、調査するための特別委員会があります。

### 市議会機構図



### 傍聴

本会議および委員会は、誰でも傍聴することができます。また、本会議の傍聴に手話通訳を希望される場合は、事前に議会事務局にお問い合わせください。

#### ●本会議

傍聴を希望する人は、本会議当日に市役所4階の議場入り口の受付にて、受付簿に必要事項を記入してください。

#### ●委員会

傍聴を希望する人は、委員会当日に市役所3階の議会事務局にて、受付簿に必要事項を記入してください。

### 請願・陳情

● 請願・陳情者は、趣旨、提出年月日、請願(陳情)者の住所を記載のうえ、請願(陳情)者が署名または記名押印し、議長あてに提出してください。

● 請願については、紹介議員(1名以上)の署名または記

名押印が必要です。陳情については、紹介議員を必要としませんが、議会での審査は行われません。

- 本市議会では、議長、副議長、付託される委員会(付託委員会は請願内容によって決定されます。)の委員は、申し合わせにより請願の紹介議員になることはできません。
- 請願はいつでも議会事務局で受付していますが、定例会開会の概ね7日前に開催される議会運営委員会の前日までに提出されなければ、次回定例会の取り扱いとなります。

### 市議会だより

年4回発行しています。市議会ホームページやアプリからご覧いただけます。



### アプリ配信

- マチイロ ● sidebooks(ちいき本棚)

### インターネット中継

市議会ホームページから本会議のライブ中継および過去の録画映像をご覧いただけます。

なお、ライブ中継および平成28年9月定例会以降の録画映像は、スマートフォン・タブレット端末での視聴も可能です。

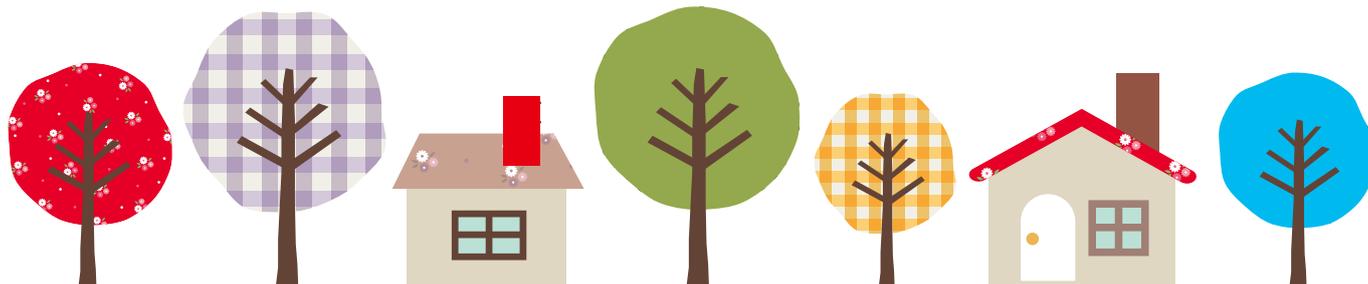


### 会議録

議会図書室、情報公開室、図書館などでご覧いただけます。また、市議会ホームページに掲載している「市議会会議録」でも、ご覧いただけます。



市政への参加



## 選挙

問 選挙管理委員会 ☎561-2301 FAX561-2483

### 選挙権について

日本国民であれば、満18歳になると、誰でも平等の権利として「選挙権」が保障されます。しかし、選挙で投票するためには市町村の選挙人名簿に登録されていなければなりません。選挙人名簿は住民基本台帳をもとに作成しますので、就職や転勤、入学などで、住所が変わったときは、市民課へお届けください。

### 選挙人名簿の登録時期について

選挙の有無に関係なく、満18歳以上の日本国民で、毎年3月、6月、9月、12月の1日現在、引き続き3カ月以上草津市内にお住まいの人(住民票が作成された日、つまり転入の届出日から引き続き3カ月以上、市の住民基本台帳に記録されている人)を、その月の1日に登録します。また、選挙が行われる時も、投票日までに満18歳になる人を選挙の立候補届出日(選挙の種類によって、告示日または公示日といいます。)の前日を基準にして、引き続き3カ月以上市内にお住まいの人を登録します。

### 投票の方法について

選挙の日時や投票所については、広報くさつや投票所入場整理券によりお知らせします。入場券を紛失された場合でも投票はできますので、投票所で係員に申し出てください。投票日までに草津市から転出した人は、選挙の種類によっては投票ができないことがありますので、詳しくはお問い合わせください。

### 期日前投票について

投票日当日、仕事や旅行などの用事がある人は、期日前投票所で投票日前に投票ができます。期日前投票所の場所や開設期間などについては、選挙ごとに市ホームページなどでご案内します。

### 不在者投票について

都道府県選挙管理委員会が指定する病院や老人ホームなどに、選挙の期間中入院されている有権者の人は、施設の長(院長など)に申し出をすると、その施設で不在者投票ができます。遠隔地に出張などで滞在している人についても、草津市選挙管理委員会に投票用紙を請求すれば滞在地の選挙管理委員会で不在者投票をすることができます。これらの手続きはすべて郵送などで行われるため、お早めにお申し出ください。

### 郵便などによる不在者投票について

身体に重度の障害(政令で障害の種類や程度が定められています)がある人や要介護5の人は、自宅から郵便などによる投票ができます。郵便などによる不在者投票をするためには、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付が必要です。申請方法など詳しくはお問い合わせください。

## 情報公開・個人情報保護

問 総務課 ☎561-2301 FAX561-2483

### 情報公開制度

市が保有している公文書を皆さんの請求に応じて公開することにより、市の仕事やその内容を理解していただくものです。より一層市民の皆さんに市政へ参加していただき、より開かれた市政を進めます。

### 個人情報保護制度

市が保有する個人情報が適正に管理されているかを、本人からの請求に応じて開示することにより、市民の皆さんに安心していただくものです。市が保有する個人情報を適正に管理するとともに、個人の権利利益の保護を図ります。

## 市民参加と協働のまちづくり

問 まちづくり協働課 ☎561-2337 FAX561-2482

市では誰もが安心して暮らすことのできる、ずっと「住み続けたいまち」を目指して、草津市協働のまちづくり条例に基づき、協働によるまちづくりを推進しています。

### 身近な市民参加制度

市民参加制度の主なものとして次の制度があります。

#### ●各種審議会などの公募委員

審議会で出された結論は市政に大きな影響を与えることから、審議会での議論には多様な市民の考え方が反映されることが大切です。本市では、審議会の委員の選任に当たっては、原則として公募による市民を含めるものとしています。広報くさつや市ホームページにて委員の募集があった際には積極的にご応募ください。

#### ●パブリックコメント

市の基本的な政策を決めるとき、政策の原案を市民に公表し、市民から寄せられた意見を政策形成に反映するとともに、原案に生かせるかどうか検討し、その結果と意見に対する市の考え方を公表する制度です。

## 広報・広聴

問 広報課 ☎561-2327 FAX561-2483

### 広報くさつ

行政施策や行事などを市民の皆さんに紹介する広報紙です。毎月1日と15日に発行(1月1日号と8月15日号は休刊)します。広報くさつは、町内会を通じて配布しているほか、市ホームページや次の場所でも入手できます。  
◆市役所総合受付 ◆市民交流プラザ  
◆さわやか保健センター受付 ◆市立まちづくりセンター  
◆草津アマカホール ◆JR草津駅  
◆各地域まちづくりセンター ◆JR南草津駅  
◆図書館 ◆市内の滋賀銀行の各支店  
町内会への加入方法については、**まちづくり協働課(☎561-2324)**までお問い合わせください。

### アプリ配信

●マチイロ ●sidebooks(ちいさ本棚)

※声の広報や点字版の広報もあります。詳しくは67ページをご覧ください。



## 明るい選挙の推進



「明るい選挙」を支えているのは、私たち一人ひとりの気持ちです。誰にもじゃまされずに、自分の考えで正しく投票する選挙のことを「明るい選挙」といいます。お金をもらったり、プレゼントを受け取ったりしてその人に投票したとしても、自分の意思を伝えるということにはなりません。明るく正しく投票してこそ、私たちの「明るい選挙」といえるのです。



出典:総務省ホームページ「明るい選挙の推進」の内容を引用・編集・加工して作成

## 草津市公認マスコットキャラクターたび丸を紹介します! /

### Tabimaru Profile

名前 **たび丸**  
性別 男の子  
誕生日 8月24日  
草津宿場400年祭の時のイメージキャラ  
出身地 草津市

特技 じゃんけん、友達をたくさん作ること  
好物 うばがもち、パインアメ、あわ玉  
趣味 旅をしながら草津市のことを  
たくさんの人に知ってもらうこと



よろしくたび〜

たび丸 プチ情報 たび丸が訪れたところはたびたび人が訪れるらしい! 草津市に来る外国人観光客のためと、海外旅行を夢見て英語も勉強中。

## こんにちは市長です

協働のまちづくりのために活動している個人やグループと、市長が直接対話します。

**時間** 個人は30分程度、グループは1時間程度

**対象** 市内に在住か、通勤・通学している18歳以上の人〔初めての人を優先〕

※グループ(5~10人)は、お問い合わせください。

**内容** 個人的な相談や苦情、ひぼう、中傷、陳情などは対象外です。対話の概要は、個人情報を除き、ホームページなどで公開します。

**申込み** 申込書を書き、広報課までお申し込みください。※電話申込不可

## 市長への手紙

市政やまちづくりについて、市民の皆さんの建設的なご提案をお寄せください。

市ホームページの専用フォームをご利用いただくか、郵送などでも受け付けています。専用の便せんと封筒のセットを市役所総合案内や市内の公共施設などに備え付けていますのでご利用ください。

手紙は市長が必ず読ませていただき、市政運営の参考とさせていただきます。内容に応じて、担当部署から直接、ご連絡やお返事をさせていただく場合もあります。返事までに1か月程度いただいておりますのでご承知ください。

## 情報発信

### 市ホームページ

市政情報やイベント情報など最新の情報をお知らせします。

<http://www.city.kusatsu.shiga.jp/>



### YouTubeくさつチャンネル

草津市の魅力を動画で発信しています。

<https://www.youtube.com/user/kusatsucity>



### 草津市公式Facebookページ

イベント情報や市からのお知らせを発信します。

<https://www.facebook.com/KusatsuCity>



### Facebook ページ 写すんですくさつ

写真を通じて草津市の魅力を発信する市民参加型のページです。

<https://www.facebook.com/utsusukusatsu>



市政への参加



## たび丸と一緒に体操で体を動かして、 健幸(けんこう)になるたび~



「たび丸健幸体操」の練習用動画を公開しています。この体操は、プロのスポーツトレーナー監修のもと作成されており、ストレッチ効果があります。ぜひ動画を見てたび丸健幸体操を覚えて、たび丸と一緒に体を動かしましょう。

たび丸健幸体操のYouTube動画をQRコードよりご覧頂けます!



タオルを使うとより効果的たび!

